

# 子どもの育ちを支える運動展開中!!

平成 26 年 3 月 20 日発行

## 全私保連ニュースⅡ 《平成25年度22号》

公益社団法人 全国私立保育園連盟  
東京都台東区蔵前 4-11-10 全国保育会館  
電話 03-3865-3880 FAX 03-3865-3879  
(送信枚数計 7 枚)

### 国「子ども・子育て会議基準検討部会(第16回)」(3月12日)の開催について ～ 公定価格・利用者負担についての継続審議 ～

◇ 子ども・子育て会議基準検討部会(第16回)が、3月12日開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1)公定価格・利用者負担について (2)その他

＜ポイント＞

□ 「子ども・子育て支援の量的拡充と質の改善(所要額)(案)」の資料が提示され、公定価格・利用者負担についての継続審議が行われた。

※以下敬称略

- ・無藤部会長の進行により、事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告された。併せて議事進行について説明された。
- ・森 内閣府特命担当大臣より、公定価格の具体的な姿をできる限り早く示すために本日資料が出ていると思うが、1兆円超を確保することについては政府として変わりはない。それに向かうための本日は準備としての内容である。引き続き努力をしていくので、委員の皆様のご協力・ご尽力をお願いしたい旨挨拶がなされた。
- ・岡田 内閣府副大臣より、量的拡充と質の改善については1兆円超ベースの案の実現を図ることが大前提であり、引き続き政府・与党が一体になり最大限努力をしていくところ。一方で公定価格の具体的な構成を明確にすることが求められている。昨日の与党の公定価格PTでも税収分以外に3千億円を確保して早期に1兆円超を確保すべきということは大方の議員の意見であった。と同時に質の改善に向けて力を傾けることが必要であるとした意見が多く見られた旨挨拶がなされた。

#### (1) 公定価格・利用者負担について

- ・事務局より、資料1「子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について」、資料2「公定価格・利用者負担の主な論点について」、参考資料について説明が行われた。

資料1「子ども・子育て支援新制度における「量的拡充」と「質の改善」について」H26.3.12 抜粋

#### 子ども・子育て支援の量的拡充と質の改善(所要額)(案)

【凡例】

「附帯決議」:子ども・子育て関連三法案に対する附帯決議(平成24年8月10日参議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会)に記載されているもの

「基準」:第10回子ども・子育て会議等において取りまとめられた基準に係るもの

「平成26年度予算」:平成26年度予算案に計上されたもの

#### 1. 量的拡充

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
量的拡充	別紙参照	4,068億円程度(公費分)	

○:項目のうち全額が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

□:項目の一部が「0.7兆円の範囲で実施する事項」に含まれているもの

内容欄の「※」は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における内容、

所要額欄の括弧は「0.7兆円の範囲で実施する事項」における所要額

#### 2. 質の改善(給付等関係)

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
3歳児を中心とした職員配置の改善	3歳児の職員配置を改善(20:1→15:1)	700億円程度	・附帯決議
	1歳児の職員配置を改善(6:1→5:1)	670億円程度	
	4・5歳児の職員配置を改善(30:1→25:1)	591億円程度	

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
研修の充実	□ 保育教諭・保育士等1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員配置 ※まずは年間2日→年間5日	94億円程度 (38億円程度)	・研修の努力義務あり
休日保育の充実	□ 担当保育士の常勤化、利用者負担の二重徴収の解消 ※担当保育士の人件費の見直し	32億円程度 (28億円程度)	・休日保育の給付化に伴う措置
職員の定着・確保の仕組み(職員給与の改善、キャリアアップの推進)	□ 私立幼稚園・保育所等・認定こども園の職員給与の改善(+5%) ※職員給与の改善まずは+3% → +5%	952億円程度 (571億円程度)	・附帯決議 ・平成26年度予算(保育士等処遇改善臨時特例事業367億円: +2.85%相当)
保育認定の2区分に応じた対応	□ 保育標準時間認定に対応した職員配置の改善(延長保育基本分の給付化及び非常勤保育士1人(3時間分)の加配など) ※まずは非常勤保育士1人(3時間分)	337億円程度～ (337億円程度)	
	○ 保育短時間認定の利用者負担を、保育標準時間認定の98.3%程度(▲1.7%)と仮置きした場合の所要額	26億円程度	・加配する非常勤保育士1人(3時間分)のコストの違いを反映
小規模保育の体制強化	○ 小規模保育事業、事業所内保育事業(定員19人以下)について、認可保育所の配置基準上の定数の他に、保育士1人を配置	134億円程度	・附帯決議 ・基準 ・平成26年度予算(小規模保育の先行実施226億円 *認可保育所の配置基準上の定数分が含まれる。)
	○ 地域型保育事業について、連携施設に係る経費を設定	8億円程度	
	○ 地域型保育事業について、障害児を受け入れた場合に、特別な支援が必要な児童2人に対し保育士1人を配置	23億円程度	・附帯決議
地域の子育て支援・療育支援	□ 幼稚園・保育所・認定こども園において主に子育て支援を担う主幹教諭・主任保育士を専任化 ※認定こども園:全ての施設で専任化(以下同じ) ※幼稚園・保育所は専任化をまずは加算で実施(以下同じ) → 全ての施設で専任化(以下同じ)	307億円程度 (43億円程度)	・認定こども園:実施義務 幼稚園・保育所:努力義務
	□ 地域の子育てで家庭に向けた活動を実施するための活動費(主幹教諭・主任保育士を専任化する幼稚園・保育所・認定こども園において措置)※活動費を見直し	59億円程度 (18億円程度)	
	□ 障害児等の特別な支援が必要な子どもを受け入れ、主幹教諭・主任保育士等が地域関係機関との連携や相談対応等を行う場合に、地域の療育支援を補助する者(非常勤)を幼稚園・保育所・認定こども園に配置(障害の程度に応じて加配)※補助者の人件費を見直し	231億円程度 (89億円程度)	
小学校との接続の改善	□ 公立幼稚園における先行的取組と同様に、小学校との接続を見通した活動を行う私立幼稚園・保育所・認定こども園における保幼小連携の取組を推進(人件費(非常勤講師等1名(週3日))を含む場合) ※まずは事務経費のみ→人件費を含む	86億円程度 (14億円程度)	
減価償却費、賃借料等への対応	○ 施設整備費補助金対象外の法人や賃貸方式の施設事業に対し、減価償却費等の一部を給付に上乗せ	58億円程度	・施設整備補助金見合い
事務負担への対応	□ 直接契約施設である私立幼稚園、認定こども園に保育料の徴収等を行う事務職員(非常勤)を追加で配置(開所日数分(幼稚園:週5日、認定こども園:週6日)) ※幼稚園・認定こども園:まずは週2日 →幼稚園:週5日、認定こども園:週6日	194億円程度 (45億円程度)	

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
施設長、栄養士、その他の職員の配置	保育所について、施設長の配置を義務化	135億円程度	
	<input type="checkbox"/> 栄養士を配置又は活用して給食を実施する幼稚園・保育所等・認定こども園に対する費用の措置(栄養士(非常勤)に係る費用) <b>※まずは嘱託費用</b> →栄養士(非常勤)に係る費用	73億円程度 (22億円程度)	
	半数の保育所に保育支援者(保育士の負担軽減のため、保育の周辺業務を行う者)を配置	154億円程度	・平成26年度予算(保育所に保育支援者を配置 72億円)
第三者評価等の推進	<input type="checkbox"/> 第三者評価等の受審費用の支援(3年(※)に1度の受審) ※児童養護施設等(3年に1度の受審を義務付けている)と同様 <b>※まずは5年に1度(半額補助)</b> →3年に1度(全額補助)	42億円程度 (12億円程度)	
低所得者世帯の負担軽減拡充	低所得者世帯の保育料の負担軽減を拡充	※所要額や対象者の範囲等については、今後検討	
保育単価の引上げに伴う利用者負担の増加による影響額等	<input type="checkbox"/> 質の改善で保育単価が引き上げられることに伴い、保育単価限度で保育料を徴収されている階層からの徴収額が増加することによる影響額等 <b>※質の改善により引き上がる保育単価の減</b>	▲226億円程度 (▲197億円程度)	

### 3. 質の改善(地域子ども・子育て支援事業関係)

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
延長保育の充実	延長保育利用児童数が多い施設において非常勤保育士1名を加配	164億円程度	
放課後児童クラブ事業の充実	<input type="checkbox"/> 「小一の壁」の解消(18時半を超えて開所するクラブに常勤職員1名を配置) <b>※まずは取組内容に応じて常勤職員1名を配置するための追加費用又は非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用のいずれかを支援</b> →常勤1名を配置するための追加費用	406億円程度 (270億円程度)	・平成26年度予算(18時半を超えて開所するクラブに非常勤職員1名の処遇改善に必要な費用を支援154億円)
	5人以上の障害児を受け入れた場合に、障害児対応職員1名を追加配置	20億円程度	
	<input type="checkbox"/> 大都市に所在し、待機児童が5人以上いるクラブが分割して運営するために必要な賃借料を補助	18億円程度	
	<input type="checkbox"/> 19人以下のクラブについて、非常勤職員1名を追加配置 常勤職員の処遇改善(経験年数に応じて加算)	14億円程度 39億円程度	・基準
一時預かり事業の充実	<input type="checkbox"/> 保育所以外の施設について、事務経費を措置 <input type="checkbox"/> 幼稚園型一時預かり事業の補助単価の改善(小規模園への配慮等)	12億円程度 37億円程度	
病児保育の充実	<input type="checkbox"/> 基本分の補助単価の改善(病児対応型・病後児対応型)※利用の少ない日においては地域の保育所等への情報提供や巡回等を実施	117億円程度	
	<input type="checkbox"/> 看護師等1名以上配置により事業を実施可能とする(体調不良児対応型)※現在は原則として2名以上配置の施設を対象に補助	56億円程度	
ファミリー・サポート・センター事業の充実	提供会員確保のための他事業等との連携強化、コーディネート機能の充実を図るためのアドバイザーの活動日数の増加(月4日×12月)	4億円程度	
利用者支援事業	<input type="checkbox"/> 教育・保育、地域の子育て支援の利用についての情報提供、相談、助言、関係機関等との連絡調整等を行う職員を配置(2中学校区に1箇所) <b>※まずは3中学校区に1箇所程度</b> →2中学校区に1箇所	342億円程度 (192億円程度)	・市町村事業(法定) ・平成26年度予算(利用者支援事業 162億円)

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
実費徴収に伴う補足給付事業	市町村民税非課税世帯に対する学用品、通園費、給食費等の全額の補助 ※まずは生活保護世帯に対する半額の補助 →市町村民税非課税世帯に対する全額の補助	103億円程度 (3億円程度)	・市町村事業(法定)
多様な主体の参入促進事業	認可保育所、小規模保育事業等の新規施設への巡回支援等を行うための職員を配置	5億円程度	・市町村事業(法定) ・平成26年度予算 (新規施設への巡回支援等を行うための職員配置 13億円)
	認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入れ支援(私学助成対象外の施設)	5億円程度	
研修の充実	地域子ども・子育て支援事業に従事する者1人当たり年間5日の研修機会を確保するための代替職員の配置	19億円程度	

#### 4. 質の改善(社会的養護関係)

項目	内容	平成25年度→29年度 所要額	備考
社会的養護の充実	児童養護施設等の職員配置基準の改善(5:5:1→4:1等)	222億円程度	
	児童養護施設等にチーム責任者1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	19億円程度	
	児童養護施設及び乳児院に里親支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施) ※平成27年度から15年かけて全施設で実施 →平成27年度から5年かけて全施設で実施	21億円程度 (7億円程度)	
	児童養護施設に自立支援担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	24億円程度	
	児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に心理療法担当職員1名を配置(平成27年度から5年かけて全施設で実施)	11億円程度	
	小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の増加(41年度までに全施設を小規模化し、本体施設、グループホーム、里親等を1/3ずつにする)※増加率を見直し	84億円程度 (43億円程度)	・平成26年度予算 (小規模グループケア、地域小規模児童養護施設等のか所数の増33億円)
	民間児童養護施設の職員給与等の改善(保育所と同様の+5%等) ※職員給与の改善まずは+3%→+5%等	82億円程度 (43億円程度)	
	施設に入所等している大学進学者等に特別育成費及び自立生活支援支度費を支給 母子生活支援施設に保育設備を設けている場合に保育士の人員配置の引上げ	0.7億円程度 0.3億円程度	

#### 5. 合計

量的拡充 4,068億円程度(公費分)

質の改善 0.6兆円超程度 (0.7兆円の範囲で実施する事項 3,003億円程度)

合計 1兆円超程度 (0.7兆円の範囲で実施する事項 7,071億円程度)

(参考)推計の諸前提

- 物価変動等の要素は勘案しない。
- 今後の児童人口の変動を反映。  
(社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成24年1月推計)出生中位推計)
- 平成29年度における所要額を積算  
(平成29年度とする理由)
  - ・税制抜本改革法に沿って消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化
  - ・保育ニーズのピークは平成29年度末
- 希望する幼稚園が新制度への移行を円滑に行うことができるよう、平成29年度に90%が新制度に移行するものと仮置き。  
(新制度の給付や私学助成等の各年度の予算は、幼稚園の意向調査に基づき設定)

(別紙)「量的拡充」の詳細

項目	25年度 →29年度の量の拡充
(1)教育・保育	
① 1号認定(認定こども園、幼稚園)	78億円
② 2号認定・3号認定(認定こども園、保育所、地域型保育事業)	2,940億円
(2)地域子ども・子育て支援事業	
① 延長保育事業	277億円(事業主拠出込み) 217億円(公費のみ)
② 放課後児童クラブ	235億円(事業主拠出込み) 157億円(公費のみ)
③ 子育て短期支援事業	4億円
④ 乳児家庭全戸訪問事業	13億円
⑤ 養育支援訪問事業	12億円
⑥ 要保護児童等に対する支援に資する事業	18億円
⑦ 地域子育て支援拠点事業	127億円
⑧ 一時預かり事業 <一般型・余裕活用型・訪問型等> <幼稚園型(在籍園児分のみ)>	217億円 124億円
⑨ 病児保育事業	25億円(事業主拠出込み) 16億円(公費のみ)
⑩ ファミリー・サポート・センター事業	24億円
(3)社会的養護関係	121億円

※ 現在、各市町村において「量の見込み」等の算出作業を行っている途上であることから、一定の前提を置いて「量の見込み」を仮置きして積算したものである。

当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原委員)保育認定の二区分に応じた対応について、現行の8時間を基本とした算定に対して、保育標準時間認定は11時間を基本として算定すべき。今後に向けてどのように考えられるのか伺いたい。給食費の取扱いについては「例2保育認定・教育標準時間認定のいずれも公定価格の対象とはせず、実費徴収を行う。」ことについては反対であり、「例4保育認定・教育標準時間認定いずれも主食費を含めて全て公定価格の対象とする。」とすることが望ましい。利用者負担については、材料費について軽減策をお願いしたい。

<委員の主な意見概要> ※括弧は主なキーワードとして参考付記。

(質疑応答)

(保育士等の処遇改善、キャリアアップの通算対象について)

- 11時間については8時間との空白の部分を手当するというを永年希望してきた中で、延長保育を8割以上行っている保育所については非常勤3時間分での換算をされたことは理解を得られることは難しいのではないかとわれ、引き続き検討をして頂きたい。処遇改善については、3%も考えていきたいし、キャリアアップも考えたい。給食費についてはとくに多子世帯の負担軽減を併せて考えて頂きたい。
- 財源確保については、ぜひお願いしたい。量的拡充、質の改善については、その上ですべての子どもが健やかに育つことができることを支援するものであり、全体の底上げをしていくという点も外せないことであり、そうした全体から見ていく必要がある。また保育士の処遇についても実態として低いことが明らかになっている中でまず質を改善する視点が必要なのではないか。キャリアアップの通算対象については、有資格者が制度の狭間で不利にならない配慮が必要。
- 職員の不足に向けて処遇改善は優先事項であり、今回3%という処遇改善案が示されたが、待機児童解消のためにも7千億円にプラスして付けて頂きたい。次に研修の充実については、施設ごと、クラスごとに行う研修もあり、使い勝手の良い制度にして頂きたい。「保育所や小規模保育事業等に移行した認可外保育施設における勤続年数を通算対象に加えてはどうか」という考え方は評価されるが、所属していた施設が認可に移行する否に関わらず、少なくとも勤務を算定できる施設は参入対象にして頂きたい。
- 病児保育の実施についてはとくに人口の少ない地域については取組が難しい。基本単価について今回改善して頂いたことは評価される。研修については研修費そのものに対する補助を検討して頂きたい。保育士のキャリア評価については、病児保育についてもぜひキャリアとして位置づけて頂きたい。



- 病児保育について、今回補助がきちんとついたことは評価されるが、体調不良児の事業は地域型保育事業でも実施可能か。稼働がない場合の情報提供よりは機能そのものが強化されるように例えば、病児の出た病児保育の施設に赴き共同する等のように機能が拡大するように検討して頂きたい。キャリアについては、認可外保育所が認可されなければ認められないとされているが、認可外や認証でも対象にして頂きたい。保育士試験について、年間に複数回実施することも検討できないか。
- 保育士等の処遇改善については、スタート時点では限られた財源の中でやむを得ないかと考える。キャリア算定については認証保育所等も通算すべき。民改費及び処遇改善の職員の勤続年数の区分については、保育所以外の児童福祉施設にならう形で検討すべき。土曜日については、利用実態を踏まえた上で公定価格の設定をする考え方には賛成。事業所内保育事業についての従業員枠の設定についての考え方については支持する。1歳児の配置基準改善等、質の維持を図るため今後の公定価格の検討については十分検討を続けて頂きたい。
- まず7千億円プラス財源確保をお願いしたい。低所得世帯の負担軽減は重要な点。職員の給与改善については、保育士等処遇改善臨時特例事業の数字を踏襲することなのかプラスされるのか。ワーク・ライフ・バランスについてとくに現在検討される労働法制の動向があればお伺いしたい。
- 「質の改善」よりは「質の向上」という表記が望ましいのではないかと。事業所内保育所の充実については対象として頂いたことに感謝しつつ引き続き改善に向けた取組をお願いしたい。
- 質的な改善について早期に取り組むことを標記されたことは感謝したい。同時に実施順等を検討するためにも算定根拠を明らかにして頂きたい。保育単価が上がることにより利用者負担を考えた際に利用者にとってなかなか理解しづらいものではないかと思われる。

#### (1兆円超の財源確保)

- 森大臣、岡田副大臣がおっしゃって頂いたように1兆円超は確保して頂きたい。今回の0.7兆円の中で処遇改善との関係で待機児童解消も難しいのではないかとということが明らかになったと捉えられる。国民に対して、待機児童解消加速化プラン等は届いているが政府は本当にやる気があるのか具体的な政策として示して頂きたい。女性が活躍したいと思っても保育すら受けられないということではなくぜひ1兆超を目指して頂きたい。社会的養護についても何一つ削れる項目はない。かならず実施して頂きたい。
- 前回2月24日の基準検討部会後に自民党本部、公明党本部に要望活動を行った。感触としては前向きな取組として、財源確保に取り組むを頂いている状況であったことをご報告したい。質の改善に向けて、基本的には単価を早く提示をする必要もあり、0.7兆円での範囲を示す必要があることは理解されるが、これで完結するのではなくまだ先があるのだという点でお願いしたい。幼児教育については従来単価設定が低いため事業者がなかなか参入しないので配慮して頂きたい。障害児の受け入れ促進については、差別がないように配慮をお願いしたい。子育て支援を行う主任保育士の専任加算や事務処理体制の改善については、小規模園についても改善をお願いしたい。
- あくまで実施順であるということからの視点で今回お示し頂いたことは重要。オレンジ、グリーン等の色分けをして重要な事項を示して頂いたことは重要。消費税が上がったことが具体的に反映されているということがわかるようなロードマップの検討が必要。

#### (その他)

- 第三者評価等の推進については、指定管理制度による事業体が多くなっている中で、三年程度の期間で受託している実態に対する対応や実質的な改善が重要である。
- 一時預かり事業についても保護者の声は大きいので保育所以外の身近な場所でも実施が広がるようにして頂きたい。研修の充実について、子ども・子育て支援に係る方にも重要であるのでそうした配慮をお願いしたい。
- 従来私立幼稚園については市町村との関係はないため、所管の事業である認識が薄い。地方版子ども・子育て会議の委員に選出して頂けないケース、子ども・子育て支援の対象になっていないケース等の自治体が存在する。ぜひ市町村への周知をお願いしたい。低所得世帯に対する負担軽減については、そこへの配慮を至急お願いしたい。

(事務局説明概要) 「質の改善」という表現は付帯決議の中で使われている。ただとくに明確に定まったものではないが一つのご意見として伺いたい。ワーク・ライフ・バランスや在宅の子育て家庭に

- 対する支援についての議論については、法的な子ども・子育て会議の位置づけから、新制度の理念には深く関わっているが、新制度そのものに係るものではない。したがって子ども・子育て会議において大局的な観点から議論をすることを妨げるものではなく、今後ご意見等を頂きたい。
- ・ワーク・ライフ・バランスについては、次世代法が成立した暁には正式な状況についてご報告したい。
  - ・処遇改善については2.85%を3%ということで保育士については恒久的に措置をするということと幼稚園教諭については新たに措置をするということ。
  - ・勤続年数の換算率は現行保育所制度の中で、行っているが様々にご意見を頂きながら今後の対応を検討していきたい。
  - ・公務員の地域手当に準じた形の地域手当の加算については、加算率に差を設けた人件費が現在の保育所でも行われており、新制度の中でそうした骨格をもとにどのように実施するのかまたお示しさせて頂きたい。
  - ・保育認定の二区分に応じた対応については、財源確保の状況をみながら検討していくことになる。
  - ・体調不良児について地域型保育事業も対象になるかは今後検討していきたい。
  - ・現状保育士試験は、大学等の夏期休暇を利用して実施しているが複数回実施するとなると会場の借り上げ等についてコストがかかることになる。二回を行うことによりコストは二倍になるが、受験者は少なくなっていくことが想定される中で、受験料との関係でも慎重に検討しているところ。
  - ・一時預かり事業について、とくに預かり保育について新たに位置づけ、質の改善に取り組むと共に、実施主体である市町村に対しても促進されるようにしていきたい。
  - ・幼保連携型認定こども園保育要領については早急に仕上げ、告示と、解説書の作成をできる限り早急に進めていきたい。

次回日程について基準検討部会については、3月24日（月）子ども・子育て会議（第13回）基準検討部会（第17回）合同会議 14時～17時予定であることが説明された。

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議

[http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo\\_kosodate/index.html](http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html)

\* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp